

会員の皆様へ

新公益法人制度施行に伴う本会の一般社団法人移行方針について

今般の新たな公益法人制度の施行に伴い、現行の公益法人（特例民法法人）は、平成25年11月30日を期限として、一般社団法人または公益社団法人のいずれかを選択し移行を行なうこととなります。

この対応といたしまして、本会の移行方針を検討するため、平成22年5月「新公益法人制度対応検討特別委員会」（委員長 三井所清典）を設置し慎重な検討を行なって参りました。その結果、一般社団法人へ移行する方針が、平成23年3月定例理事会、4月評議員会及び5月開催の通常総会において承認されました。

今回の移行検討におきましては、公益法人は、事業運営に関して公益事業比率等の大きな規制があります。一方、一般法人は、公益目的支出計画を的確に実行をおこなうことにおいて、法人の創意工夫により柔軟な事業展開が可能であり、さらに、本会においては税制面でも大きなデメリットがないことなどその他の制度全般に亘る条件を考慮すると、一般社団が本会にふさわしい選択であるとの結論を得ました。

また、本会の強調すべき特質として、建築士会は建築士法で定められた法定団体であり、かつ職能団体であることから、建築士の共益と社会的公益の両面を追求する性格を持っています。

従いまして、今後の定款策定に当たって、本会の事業の目的は、建築士のモラルや技術の向上、及び、その建築士を通して建築や都市の質の向上を目指し、最終的に社会の公益に寄与することであり、さらに、それらの方策が建築士の社会的地位向上につながることの表明が重要であると確認されました。

会員の皆様には、これらの経緯をもとに、本会が以下の移行方針にて今後の移行の対応を行なうことをご報告申し上げますとともに、更なる本会の発展に向け尽力して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年6月
社団法人 東京建築士会
会長 三井所 清典

記

<移行方針>

1. 本会は、一般社団法人へ移行する。
2. 移行登記に伴う役員（理事・監事）の任期は、移行後の通常総会までとする。
3. 移行日程は、平成24年通常総会にて新定款案を諮り移行申請を行なう。

<本会の法人移行の主要な検討事項>

<公益社団の条件>

- ① 公益目的事業（不特定多数を対象とした事業）を50/100以上行なうことが要件。
要件を満たせない場合は是正勧告がなされ、最終的には公益認定の取消し及び公益目的財産を寄付することとなり、財務的に存続できない危険性もある。
- ② 公益目的事業については、収支相償に適合していること。
すなわち当該事業の費用が収入（会費を含まない）を上まわっている必要がある。
- ③ 公益目的財産額は、公益事業に支出しなければならない。
- ④ 税制については、収益事業の利益を公益事業にみなし寄付金とすることができる。
寄付者に対する税法上の優遇措置がある。

<一般社団の条件>

- ① 本会の現行の事業は、主務官庁が従来の定款で認めた継続事業として公益性が認められ、従来どおり税の優遇措置の対象となる。移行後も独自の事業展開が可能であり選択肢が広い。
- ② 公益目的支出計画は、正味財産額相当を毎年の継続事業の赤字額に充当し、支出計画が終了するまでは監督官庁の監督下にある。
- ③ 利子課税があるが、一般社団に移行しても財務的な大きな影響はない。
- ④ 公益認定は一般社団へ移行後いつでも申請できる仕組みとなっている。